

## 示 達

原子力発電に係る品質方針（施設管理の実施方針を兼ねる、安全文化のあるべき姿※を含む）を、次のとおり定めます。

原子力発電の安全文化を含む保安活動に従事する社員の皆さんは、この方針を理解し、それぞれの職場において具体的な目標を設定し、新知見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に取り組んでいただきたい。

2021年 7月26日

北海道電力株式会社

社 長 藤 井 裕

### 品 質 方 針

1. 安全最優先の価値観の下、安全に関する責任は自らにあることを認識し、常に問い直し、リーダーシップを発揮して保安活動を継続的に改善する
2. 安全性向上に関する取り組みについては、規制基準適合に満足することなく、世界最高水準の安全性を目指した目標・計画を定め、継続的に取り組む
3. コンプライアンス意識を醸成し、法令、規制要求事項、社内規程等を遵守する
4. 原子力安全が損なわれないよう、品質、セキュリティー等相互に影響を及ぼしうる要素を適切に考慮し、様々なリスクの発現防止に最善を尽くす
5. 組織内のコミュニケーションの充実を図り、情報共有に努める。また、組織外との双方向のコミュニケーションの充実を図り、適時適切な方法により、説明責任を果たすとともに、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に外部の意見を反映する
6. 原子力安全の達成・維持・向上のため、組織に必要となる力量を明確化するとともに、あらゆる機会を活用した教育訓練や技術継承等により、必要な力量の確保・維持・向上に計画的に取り組む
7. 高経年化技術評価を実施した場合は、長期施設管理方針に従い、保全を確実に実施する

※ 安全文化のあるべき姿は、上記品質方針のうち1，2，4，5，6が該当する。